

# 内部事務のセンター化の取組について

令和3年7月から「札幌国税局業務センター旭川分室」\*において旭川中税務署、名寄税務署及び深川税務署の一部の内部事務を集約して処理しています。

※ 札幌国税局業務センター旭川分室の業務は、旭川市（旭川合同庁舎内）で行います。

旭川中税務署、名寄税務署及び深川税務署管内の納税者の皆様が、申告書等を書面により提出される場合は、「札幌国税局業務センター旭川分室」へ送付していただきますようお願いいたします。

送付先は、次のとおりです。

|     |           |                             |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 送付先 | 事業所個別郵便番号 | 078-8507 (必ず記載してください。)      |
|     | 宛先住所      | 札幌国税局業務センター旭川分室<br>記載は不要です。 |

| 問合せ先  | 旭川中税務署<br>管内の方 | 名寄税務署<br>管内の方 | 深川税務署<br>管内の方 |
|-------|----------------|---------------|---------------|
| 総括担当  | 0166-56-0417   | 01654-4-1002  | 0164-37-1080  |
| 管理担当  |                |               |               |
| 届出担当  | 0166-90-1481   | 01654-4-1011  | 0164-37-1081  |
| 申告担当  | 0166-90-1482   | 01654-4-1012  | 0164-37-1082  |
| コール担当 |                |               |               |

## 【ご留意いただきたい事項】

- 電子申告 (e-Tax) は、従来どおり所轄税務署に送信してください。
- 税務署の窓口で申告書等を提出される場合は、従来どおり所轄税務署に持参してください。(申告書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。)
- センターにおいて一部の内部事務を集約して処理しますが、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口業務は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 札幌国税局業務センター旭川分室において収受する書類の控えには、「札幌国税局業務センター旭川分室」と表示した収受日付印を押なつします。